

平成28年第3回定例区議会 会期日程〈会期29日間〉

月/日	本会議・委員会関係日程	月/日	本会議・委員会関係日程
9 / 21	議会運営委員会	10 / 11	マンションと地域コミュニティ活性化特別委員会
	本会議（会期の決定・区長招集あいさつ等）		議会のあり方に関する調査特別委員会
23	議会運営委員会		お茶の水小学校・幼稚園の改築と周辺地域の整備特別委員会
29	議会運営委員会	12	議会運営委員会
	本会議（代表質問・一般質問）		
30	議会運営委員会	13	議会運営委員会
	本会議（一般質問・議案の付託等）		予算・決算特別委員会（総括）
	予算・決算特別委員会		
10 / 3	企画総務委員会	14	予算・決算特別委員会（総括）・国内行政調査【千代田会館10階・かがやきプラザ1階】
	地域保健福祉委員会		企画総務委員会
	子育て文教委員会		地域保健福祉委員会
4	予算・決算特別委員会	17	子育て文教委員会
5	予算・決算特別委員会（分科会）		議会運営委員会
6	予算・決算特別委員会（分科会）	18	議会運営委員会
7	オリンピック・パラリンピック対策特別委員会	19	議会運営委員会
	公共施設整備特別委員会		本会議（議案の議決等）

## 政治家の寄附行為は禁止されています 「寄附の禁止」こんな時は？ Q&A

Q 政治家が、家族や秘書の名義で支払ったお祝い金は、寄附にあたりますか？

A 他の人の名義でも、政治家本人の禁止されている寄附にあたります。



Q 政治家からの結婚祝いや香典は、寄附にあたりますか？

A 結婚祝いや香典も禁止されている寄附にあたりません。（政治家本人が結婚披露宴、葬式等に自ら出席してその場で行う場合は罰則が適用されない場合があります。）



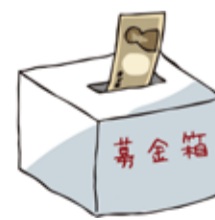
Q 地域で開催されるカラオケ大会の商品を政治家が提供した場合、寄附にあたりますか？

A 物品の提供も、利益を与えることとなるため禁止されている寄附にあたります。



Q 町会で被災地支援の募金を集めることになりました。町会にいる政治家が募金に応じた場合は、寄附にあたりますか？

A 募金に応じた場合も、禁止されている寄附にあたりません。



※注：上記事例は、すべて政治家の選挙区内における寄附に関するものであり、禁止される寄附にあたる場合は、罰則が適用されます。

